

令和4年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年1月25日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和5年1月25日(水) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡邊 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 宮崎 雄司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第26号】 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第27号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 2件

【議案第28号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 …… 1件

【議案第29号】 事業計画変更承認願 …… 1件

【議案第30号】 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

(2) 報告案件について

【報告第19号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 2件

【報告第20号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 8件

【報告第21号】 農地法第18条第1項の規定による通知 …… 1件

2 その他

会

長 皆さん、こんにちは。

改めまして明けましておめでとうございます。今年もよろしくお
願いします。

寒さも厳しい折、インフルエンザも蔓延しております。

委員の皆さんにおかれましては体調管理に十分注意してくださ
い。

では、只今から、令和4年度第10回清須市農業委員会を開催い
たします。本日は 出席者は14名で定足数に達していることをご
報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席
をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は7
番日下部 錠一（くさかべ じょういち）委員と8番岩田 房喜
（いわた ふさよし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第26号】

・農地法第3条の規定に係る許可申請 …………… 1件

【議案第27号】

・農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 2件

【議案第28号】

・相続税納税猶予に係る適格者証明書 …………… 1件

【議案第29号】

・事業計画変更承認願 …………… 1件

【議案第30号】

・農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

（2） 報告案件について

【報告第19号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 2件

【報告第20号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 8件

【報告第21号】

・農地法第18条第1項の規定による通知 …………… 1件

それでは、【議案第26号】農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案書1ページ、番号R4-8をご覧ください。

申請地は、_____番、登記・現況共に田で面積は_____㎡です。

譲渡人及び、譲受人は議案書のとおりです。

譲渡人は、営農が困難になってきたため、貸付していた農地を譲り渡したいと考えております。今回の申請は、その後継ぎである譲受人に所有権移転するものです。

譲受人は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しており、従事日数は世帯で250日、経営面積は田と畑をあわせて_____㎡、申請地への通作距離は約0.7km、通作時間は自動車です。

その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山田委員になりますが、

山田委員

問題ありません。

会長

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第27号】農地法第5条の規定に係る許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案第27号 R4-23をご覧ください。

申請地は、_____番 登記・現況ともに畑で面積は_____㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、_____に事務所を置き、保険代理業、レンタカー事業等を営んでいる法人です。

特にレンタカー事業が好調で、ニーズが増えたことによる事業拡大のため、常駐のレンタカー台数を増やしたいと考え、事務所周辺で20台程度駐車できる駐車場を探していました。

申請者は、リモートワークを導入しており、また、従業員は清洲や枇杷島方面に多く住んでおります。

そのため、利用しやすさの観点から清洲駅周辺の土地を探しましたが、希望する 20 台程度を駐車できるような広い土地がありませんでした。そこで、少し駅から離れますが徒歩圏内である本申請地は、十分な広さのある土地だったため、本申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に隣接する区域（目安として概ね 500m 以内）にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当するため、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

後藤章正委員 この案件の地元は後藤 章正（ごとう ふみまさ）委員になりますが、問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 27 号 R4-24 をご覧ください。

申請地は、_____番、__番、__番、__番の 4 筆で 4 筆とも登記・現況ともに田で面積は合計_____m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、_____に事業所を置き、運送業を主たる業務とし、コンクリート製品の輸送・販売等を行っている法人です。

申請者は、現在大型トラックを 9 台所有しており、市内に二か所駐車場を所有しています。近年業績が好調のため、事業拡大に伴い来年の夏頃にはトラック 2 台の増車を検討しています。この現状に伴い、現在利用している駐車場のみでは手狭になってしまうため、本件申請地の所有

者から承諾を得て、本申請に至りました。

申請地は、駅、インターチェンジ及び市役所及びこれらに類する施設の概ね 300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山内委員になりますが、

山 内 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第28号】 相続税納税猶予に係る適格者証明書1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明します。

被相続人の死亡により__年__月__日に相続が発生しました。相続人は証明願のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、

_____番の畑で、面積は__m²です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件を満たしております。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われま

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は中野委員になりますが、

中 野 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、証明を発行してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、証明を発行することといたします。
続きまして、追加議案であります【議案第29号】 事業計画変更承認願い1件を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 本日、追加でお配りしました資料の議案第29号 R4-2 をご覧ください。
本案件は、令和3年12月14日付け、3尾農第5-2318号で許可が下りた転用事業計画の、変更申請となります。
申請地は、_____番 登記は田、現況は雑種地で面積は____m²です。
譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。転用目的は、下水道工事の資材置き場で、一時転用の案件になります。
事業計画の変更内容は、下水道工事の期間が延長になったため、一時転用の期間も延長するというものです。
一般基準について特段の問題はなく、許可相当の案件になります。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は樋口委員になりますが、

樋 口 委 員 特に問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。
続きまして、追加議案であります【議案第30号】 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 この議案を提出するのは、農地の賃貸借契約を締結する際の見安となるよう、農地法第 52 条の規定に基づき令和 4 年 1 月から 12 月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあった農地の賃借料を公表するためです。

令和 4 年 1 月から 12 月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借権設定された農地がありませんでしたので、過去の賃借料情報を提供いたします。

なお、この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料の参考として提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で協議の上、賃貸借契約を締結していただくものです。

会長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、質問はありますか。
質問がなければ本案件は原案のとおりといたします。
続きまして【報告第 19 号】及び【報告第 20 号】、【報告第 21 号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは【報告第 19 号】農地法第 4 条第 1 項第 8 号の届出について説明いたします。

番号 27 _____ 番で登記・現況共に畑です。

こちら堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 28 _____ 番で登記田・現況雑種地です。

こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

ありがとうございます。

事務局 続きまして【報告第 20 号】農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明いたします。

番号 76、 _____ 番、 _____ 番で登記・現況共に田です。

こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 77 _____番で登記田・現況畑です。

こちら山内委員の案件になります。

山内委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 78 _____番で登記・現況畑です。

こちら山田委員の案件になります。

山田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 79 _____番で登記田・現況宅地です。

こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 80 _____番で登記畑・現況宅地です。

こちら渡邊推進委員の案件になります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 81 _____番で登記田・現況畑です。

こちら日下部委員の案件になります。

日下部委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 82 _____番、_____番で登記・現況畑です。

こちら鈴木委員の案件になります。

鈴木委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 83 _____番で登記田・現況田です。

こちら山田委員の案件になります。

山 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして【報告第21号】農地法第18条第1項の規定による通知について説明します。

利用権設定がされていた土地について、合意解約されたので、農地法第18条の規定による通知されたものです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて質問などありますか。

(質問等特になし)

それではその他に移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 特にございませぬ。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和5年2月24日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階第3会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和4年度第10回農業委員会を閉会します。

ご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。